喜界町統計調査員登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国及び県からの委託並びに町が実施する各種統計調査(以下「統計調査」という。)における統計調査員の選任を円滑にするため、あらかじめ統計調査員となる意思を有する者を統計調査員候補者として登録することにより、統計調査員の確保及び資質の向上を図り、本町における統計調査の円滑な実施に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において統計調査員とは、統計調査事務に従事 するため、主務大臣、鹿児島県知事及び町長が任命又は委嘱す る調査員をいう。
- 2 この要綱において登録調査員とは、喜界町において統計調査員を選任又は推薦する場合の候補として登録された者を言う。 (登録の基準数)
- 第3条 登録基準数は、本町における経済センサスの調査区数に 2分の1を乗じて得た数とする。

(登録資格)

- 第4条 登録調査員は、次の条件を満たす者とする。
 - (1) 町内に住所を有する満20歳以上の者
 - (2) 調査の趣旨を理解し、責任をもって調査事務を遂行できる者
 - (3) 職務上知り得た情報の秘密・保護に責任を持てる者
 - (4) 税務、警察及び選挙に直接関係のない者
 - (5) 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有しない者
 - (6) その他調査活動に支障のない者

(登録の手続)

第5条 登録調査員としての登録を受けようとする者は、町長に 喜界町統計調査員登録申請書 (別記第1号様式。以下「登録申 請書」という。)を提出しなければならない。

- 2 町長は、登録申請書を受理したときは、これを審査し、適当 と認めた者を登録する。この場合、審査に面談を取入れること ができる。
- 3 町長は、前項の規定により登録したときは、その旨を喜界町登録調査員登録済通知書(別記第2号様式)により本人に通知する。

(登録の期間)

第6条 登録調査員の登録期間は、登録した日から起算し5年を 経過した以後における最初の年度末までとする。ただし、再登 録を妨げない。

(登録の変更及び辞退)

- 第7条 登録調査員は、登録申請書の記載事項に変更が生じたとき及び登録を辞退し取消すときは、喜界町登録調査員登録事項変更届・登録辞退届(別記第3号様式)を町長に提出しなければならない。
- 第8条 町長は、登録調査員が次の各号に該当するときは、その 登録を取消すことができる。
 - (1) 本人からの申出があったとき。
 - (2) 第4条に規定する資格に該当しなくなったとき。
 - (3) 最後に統計調査に従事してから5年が経過したとき。
 - (4) 統計調査員としての職務を怠り、職務義務に違反したとき。
 - (5) 統計調査に従事する者として、ふさわしくない行為があったと認められるとき。
 - (6) 統計調査員が病気、転居その他の事由により統計調査に 従事しがたいと認められるとき。
- 2 町長は、前項の規定により登録を取消したときには、喜界町登録調査員取消通知書(別記第4号様式)により本人に通知するものとする。

(統計調査員の選考)

- 第9条 町長は、統計調査員を選考するときは登録調査員から行 う。ただし、統計調査を実施する地域の事情その他の事由によ り適格な者を得られない場合はこの限りでない。
- 2 町長は、前項の規定により登録調査員から選考しようとする ときは、調査事務を適正に行う能力を有する者から選考するも のとする。
- 3 町長は、前2項の規定により選考しようとするときは、あらかじめ統計調査の内容、受持ち調査区の区域、調査の日程等を明示し、本人の承諾を得るものとする。
- 4 登録調査員は、前項の依頼があった場合において、統計調査 員として支障があると認めたときは、辞退することができる。 (情報の提供)
- 第10条 町長は、統計調査を実施するため、国又は地方公共団体から登録調査員にかかる情報の提供を求められたときは、喜界町個人情報保護条例(平成17年喜界町条例第24号)第5条第1項第2号に基づき、登録申請書により登録調査員本人の同意を得た上、当該情報の提供を行うことができる。

(秘密の保持)

第11条 統計調査に従事した登録調査員は、その職務上知り得た 秘密を他に漏らしてはならない。当該登録調査員がその登録期 間が終了した後においても同様とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に 定める。

附則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。